

厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型を位置付けた  
居宅サービス計画等の届け出の取扱いについて

平成30年9月  
松本市健康福祉部高齢福祉課

1 届け出対象となる居宅サービス計画

平成30年10月以降に作成又は変更（軽微な変更を除く）した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の「生活援助中心型」を位置付けた居宅サービス計画であって、利用者の同意を得て交付したものが届け出の対象です。

第6表 サービス利用票、第7表 サービス利用票別表を作成・変更した結果、訪問介護の「生活援助中心型」の回数が厚生労働大臣の定める回数以上となった場合は、その月ごとに提出期限までに居宅サービス計画等の届け出をお願いします。ただし、届け出受付後の検証の結果により、次月以降の居宅サービス計画等の届け出を不要とする場合があります。

届け出を頂いた居宅サービス計画等について、高齢福祉課で確認、検証し、必要に応じて検証結果の内容をご通知します。

2 訪問介護の「生活援助中心型」について

厚生労働大臣が定める回数の算定の対象となる訪問介護については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の1 訪問介護費の注3に規定する生活援助が中心である指定訪問介護であり、注5の身体介護及び生活援助が混在する指定訪問介護は含みません。

3 厚生労働大臣が定める回数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

4 届け出期限

居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月末日まで

5 届け出書類

(1)	松本市生活援助中心型提出書類確認シート	
(2)	直近実施したアセスメントの内容が確認できるもの（アセスメントシート）	*
(3)	第1表 居宅サービス計画(1)	*
(4)	第2表 居宅サービス計画(2)	*
(5)	第3表 居宅サービス計画(3)	*
(6)	生活援助中心型の必要性を検討した際のサービス担当者会議の会議録	*
(7)	第6表 サービス利用票	
(8)	第7表 サービス利用票別表	
(9)	介護給付算定相談票の回答写し（相談票を提出している場合）	*

※ \*マークがついている書類について、以前にも一定回数以上の生活援助中心型に関して書類を提出した場合であって、書類の内容に変更がない場合は、提出は不要です。

※ 場合によってモニタリングの記録等の提出をお願いする場合があります。

※ (9)の介護給付算定相談票の回答写しについては、同居家族がいる場合の生活援助について相談票を提出している場合は添付してください。

## 6 厚生労働大臣の定める回数以上の確認と届け出の流れの事例

回数確認と届け出の流れについての一例です。

例.

1 0月下旬	1 1月サービス提供分の第6表 サービス利用票・第7表 サービス利用票別表を作成、同意を得て交付。回数確認。
↓ 厚生労働大臣が定める回数以上の場合	
1 1月末日まで	提出書類(1)～(9)を提出。
↓ 厚生労働大臣が定める回数以上の場合	
1 1月下旬	1 2月サービス提供分の第6表 サービス利用票・第7表 サービス利用票別表の作成、同意を得て交付。回数確認。
↓ 厚生労働大臣が定める回数以上の場合	
1 2月末日まで	提出書類(1)、(7)、(8)を提出 ((2)～(6)、(9)については前月に提出しているので内容に変更がなければ提出不要)。

※ 届け出受付後の検証の結果により、次月以降の届け出は不要と回答する場合があります。

## 7 提出先

〒390-8620

松本市丸の内3番7号

松本市健康福祉部高齢福祉課介護給付担当

## 8 留意事項

### (1) 暫定ケアプランの提出について

要介護度が確定していない状況では厚生労働大臣の定める回数以上であるか分からないため、要介護認定の結果が確定していない期間のサービス提供についての暫定ケアプランの提出は不要です。認定日以降に作成又は変更した居宅サービス計画等を提出して下さい。また、認定日以降に、過去の暫定ケアプランをさかのぼって提出する必要はありません。

### (2) 厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型の算定の可否について

回数以上の生活援助中心型の算定が一律に不可となるものではなく、回数以上となった居宅サービス計画等について松本市が検証を行い、場合によって居宅サービス計画の見直しを提言するものです。また、検証結果の内容が通知されるまでサービスの利用ができないということではありません。

### (3) 障害福祉サービスの居宅介護の給付について

居宅サービス計画等を提出し、居宅サービス計画に位置付けられた生活援助中心型の算定を不適切と高齢福祉課が判断した場合に、介護保険の訪問介護に代えて障害福祉サービスの居宅介護の支給を受けることはできません。障害福祉サービスの支給についてのお問合せは障害福祉課にお願いします。